

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年4月8日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,050
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 475,311
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区			
下田市・賀茂郡	17,153	富士市	68,759	袋井市・森町	27,823
伊東市	19,431	富士宮市	35,833	磐田市	44,561
熱海市	10,194	静岡市葵区	69,549	浜松市中央区	149,398
伊豆市	8,364	静岡市駿河区	57,915	浜松市浜名区・天竜区	50,135
伊豆の国市	13,295	静岡市清水区	64,635	湖西市	15,516
函南町	10,444	焼津市	37,467		
三島市	29,927	藤枝市	39,451		
清水町	8,665	牧之原市・吉田町	19,368		
長泉町	11,736	島田市・川根本町	28,442		
裾野市	13,686	御前崎市	8,370		
御殿場市・小山町	27,952	菊川市	12,255		
沼津市	53,472	掛川市	30,977		